

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る執務室への立入制限について

令和3年1月7日

総務部総務課

【概要】

国の緊急事態宣言が本日発出されたことを踏まえ、本市においても、更なる感染症拡大防止対策を講じる必要がある。

その対策の一環として、関係者以外の市有施設における執務スペースへの立入制限を実施するもの。

【実施時期】

令和3年1月8日(金)より当面の間

【立入制限区域】

市役所本庁舎を含む市有施設における職員執務スペース

【その他】

窓口相談や事業者等との必要な打ち合わせを行う場合は、執務スペース内に設置している相談室やテーブルなどで行うことは、可能としますが、掲示文(案)のとおり事前に職員への声かけをお願いするもの。

※掲示文(案)

新型コロナウイルス感染症対策として
関係者以外の職員執務スペースへの
立入りを制限させていただきます。

ご用件のある方は、近くの職員にお声掛け頂き、
職員執務スペースへ入るようご協力をお願いします。